

法務局から地図作成についてのお知らせ

徳島地方法務局

1【土地所有者及び居住者の皆様方へのお願い】

徳島地方法務局では、令和8年度及び令和9年度の事業として、徳島市北田宮三丁目・四丁目、南田宮三丁目・四丁目の各全部の地区において、法務局地図（不動産登記法第14条第1項に定める地図）を新たに作成します。

つきましては、地図を作成するに当たり、その趣旨を御理解いただき、皆様方の御協力をお願いいたします。

- ・ 土地の所有者の方等には、筆界の調査に立ち会っていただきます。立会い日時については、事前に文書でお知らせします。
- ・ 現在設置されている境界杭、標識等は、測量の基礎となるものですから、絶対に抜いたり動かしたりしないでください。
- ・ 調査・測量などのために、皆様方の所有地へ立ち入ることがありますので、あらかじめ御了承のほどお願いいたします。
- ・ 今後、提出していただきます住所、氏名、電話番号等の個人情報につきましては、法務局において厳重に管理し、法務局職員及び作業機関が本事業のためのみに使用いたします。

（注意）隣接地との筆界が確認できなかった場合には、「筆界未定地」となり、地図上に筆界線が記入されません。後日、筆界が確認されたとしても、別途、各所有者の方の費用負担によって、地図訂正等の登記手続きが必要となります。

2【不動産登記法第14条第1項に定める地図とは】

私たちの大切な財産である土地は、一筆（筆界によって区切られた土地の範囲）ごとにその所在、地番、地目、地積、所有者等を登記することによって、財産の保全と取引の安全が図られています。また、不動産登記法第14条第1項では 登記所（法務局）に、その土地の正確な位置と筆界を明確に示し、現地に復元できる地図を備え付けるものとされています。

しかし、地域によっては必ずしも精度の高い地図が備え付けられているとはいえないため、法務省では毎年全国から地区を選定して不動産登記法第14条第1項に定められた精度を満たす地図の作成事業を実施しています。

3【地図を作成する理由】

現在、法務局に備え付けられている本事業実施地区の地図（以下「公図」という。）は、明治時代の中頃に作成されたもので、公図の精度は低く、その上、大規模な宅地開発等により、地番の並び、形状及び大きさが現地と異なっている場所もあります。そのため、本事業実施地区の土地や建物の不動産取引、不動産の表示に関する登記申請等に問題が生じている場合があります。このような現状（地図混乱地域）を是正するため、早急に現地と一致した地図を作成する必要があります。

4【地図作成の効果】

- ・ 国家基準点に基づいた測量により作成された地図によって、土地の位置、区画を特定することができるため、筆界に関する紛争を未然に防ぐことができます。
- ・ 境界標識が亡失したり、災害で土地の筆界が分からなくなっても、地図に基づいて復元測量をすることにより、筆界を特定（復元）することができます。
- ・ 土地の筆界が明確になるため、不動産取引、相続、抵当権の設定等が安心してできます。
- ・ 調査、測量の成果に基づき、登記官が職権で登記を行います。
- ・ 本事業によって作成された地図は、「不動産登記法第14条第1項地図」として法務局に備え付けられ、厳格に維持管理されます。

5【作業期間等】

- ・ 作業期間：令和8年8月から令和10年3月まで
- ・ 計画機関：徳島地方法務局
- ・ 作業機関：公益社団法人徳島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

6【測量等の費用】

本事業（測量等）に必要な経費の個人負担はありません。ただし、筆界の確認の際に現地で立ち会っていただくための現地までの交通費などの経費は個人負担となります。

7【説明会の開催】

地図作成事業についての説明会を開催いたしますので、御出席いただきますようお願いいたします。説明会開催日時等は、別途、御案内いたします。**裏面に続く**

法務局地図ができるまで

- ①【基準点測量】（令和８年８月～１２月頃）
 - ・ 各種測量の基準となる基準点を道路等に設置し、国家基準点を基礎とする基準点測量を行います。
 - ・ 本事業実施地区内及びその周辺に設置された公共基準点を基礎にして、基準点を設置します。
- ②【準備作業】（令和８年８月～令和９年３月頃）
 - ・ 関係資料を作成します。
 - ・ 本事業実施地区内の土地所有者、その他関係者の皆様方に対する説明会を開催します。
 - ・ 関係官公署と打合せを実施します。
- ③【一筆地調査】（令和９年４月～８月頃）
 - ・ 土地所有者、代理人の方等に立ち会っていただき、土地の配列の順序に従って、土地の筆界等を調査します。
 - ・ 土地所有者、代理人の方等によって、土地の筆界が確認されると、境界標を設置します（ただし、設置可能な箇所に限る。）。
- ④【一筆地測量】（令和９年４月～９月頃）

基準点測量で設置された基準点から、一筆地調査で確認した筆界までの距離や角度を測量します。
- ⑤【面積計算・地図作成】（令和９年１０月～１１月頃）

コンピュータ等で一筆地ごとの面積を計算するとともに、土地の位置や形状を地図に図示します。
- ⑥【縦覧・異議申出】（令和９年１１月～１２月頃）

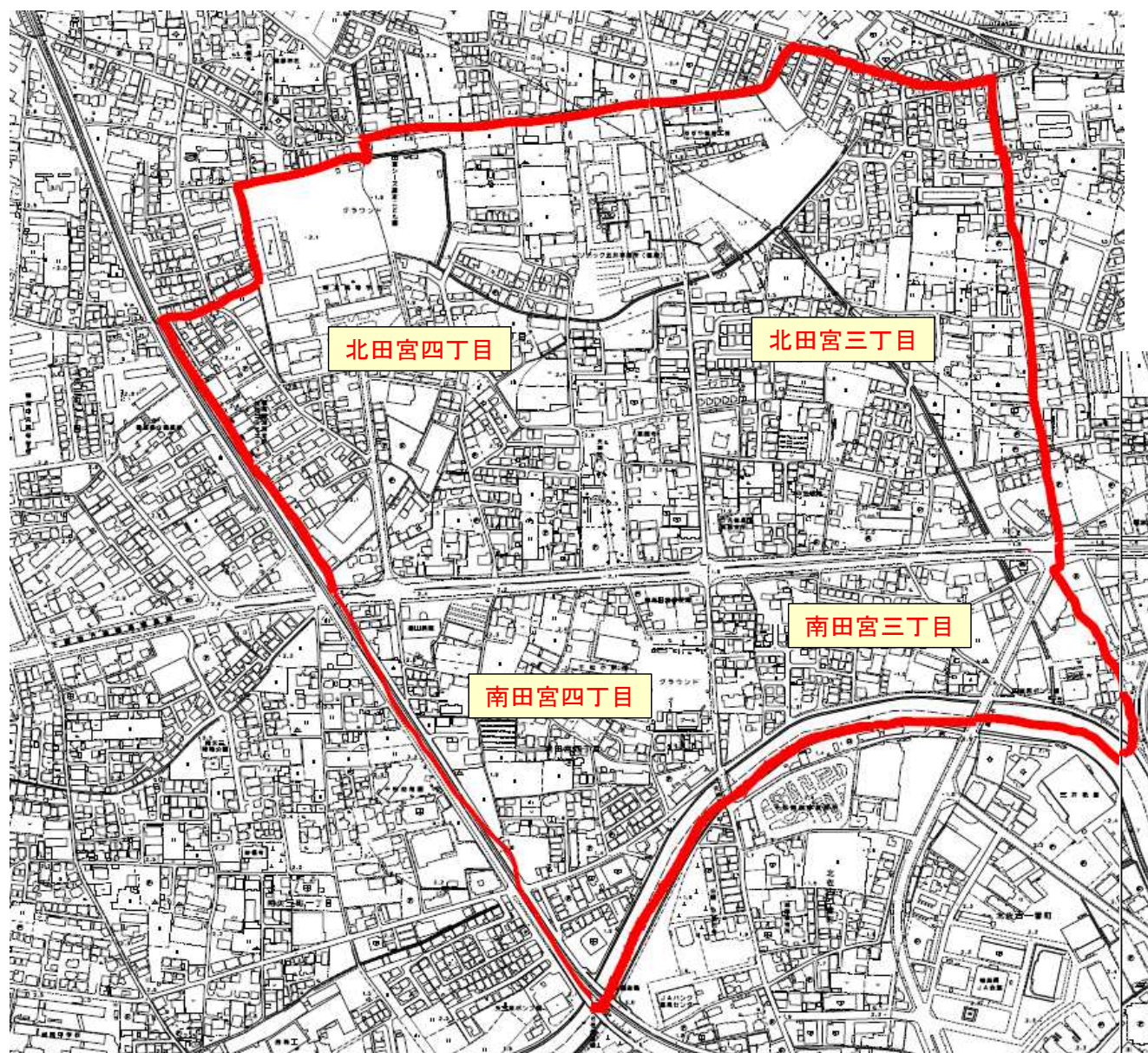
土地所有者の方等に測量によって作成した求積図及び地積等調査一覧表を郵送します。また、縦覧会場では地図の原図を閲覧することもできます。閲覧の結果、誤り等があれば、申し出ていただくことになります。
- ⑦【登記】（令和１０年２月～３月頃）

調査・測量の成果に基づき、登記官が職権により変更の登記をし、新しく作成した地図及び地積測量図を法務局に備え付けます。

（お問合せ先）

〒770-8512 徳島市徳島町二丁目17番地 徳島法務総合庁舎2階
徳島地方法務局登記部門 地図作成係 電話（088）622-4175（直通）

地図作成事業実施範囲



この地図は、徳島市長の承認を得て、1/5,000地形図を複製したものである。（承認番号 令8徳島市指令都建第23号）